

# 環境配慮物品の調達 について

令和7年4月

環境生活部温暖化対策推進課

# 環境配慮物品の調達が必要な背景

## 【環境問題】

- 地球温暖化問題、廃棄物問題などの原因は大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしている。
- 気候変動の原因となっている温室効果ガスは、経済活動・日常生活に伴い排出されている。

## 【解決課題】

- 経済社会のあり方を環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠。
- あらゆる分野において温室効果ガスの排出削減を含めた環境負荷の低減が極めて重要。



日常生活や経済活動を支える物品及び役務に伴う環境負荷の低減のためには、**環境物品等への需要の転換を促進**していく必要があります。

# 環境配慮物品の調達目的

- 環境物品等への需要の転換を進めるための取組がグリーン購入であり、次の3つを適切に実施する活動を指します。
  - ① 購入する前にまずその必要性を十分に考える。
  - ② 購入する場合、環境負荷ができるだけ小さい製品・サービスを、環境負荷の低減に努めている事業者から購入する。
  - ③ 購入した製品やサービスが不要となった場合には適切に廃棄する。
- 千葉県では、環境に配慮した物品等を優先して購入すること（グリーン購入）により、県の事務・事業に伴う環境負荷低減を図るとともに、環境物品等への需要の転換を促し、循環型社会の構築を目的として、「千葉県環境配慮物品調達方針」を策定しています。

# 千葉県環境配慮物品調達方針

環境に配慮した物品等の優先購入（グリーン購入）を推進するため、グリーン購入法第10条の規定により、「千葉県環境配慮物品調達方針」を策定し、国の基本方針を踏まえ、毎年度見直しを行っています。

## <方針の概要>

- 千葉県の全ての機関が行う**物品等（物品や役務）**の調達が対象。
- 性能、機能、品質、価格に加え、環境に対する負荷を考慮し、調達の目的に支障のない範囲で、環境負荷の低減に資する物品等の調達に努める。
- 物品等の必要性を十分検討し、必要最低限の量を調達する。
- 令和7年度は、292品目について、「判断の基準等」「調達目標」を定め、環境物品の調達を推進する。  
（調達目標は、一部の品目・公共工事を除き、調達率100%）

# 対象品目

国基本方針288品目 + 県独自4品目...合計292品目

紙類 (7品目)	文具類 (85品目)	オフィス家具等 (12品目)	画像機器等 (10品目)	電子計算機等 (4品目)	オフィス機器等 (5品目)
移動電話等 (3品目)	家電製品 (6品目)	エアコンディ ション等 (4品目)	温水器等 (4品目)	照明 (3品目)	自動車等 (8品目)
消火器 (1品目)	制服・作業服等 (4品目)	インテリア・ 寝装寝具 (11品目)	作業手袋 (1品目)	その他繊維製品 (7品目)	設備 (11品目)
災害備蓄用品 (16品目、 うち再掲5品目)	公共工事 (74品目)	役務 (20品目)	ごみ袋等 (1品目)	22分野292品目	

# 対象品目

環境配慮物品調達率の低い品目は下表のとおり。仕様への追加をお願いします。

分類	品目
文具類	ペンケース
文具類	クリップケース
文具類	鉛筆削（手動）
文具類	OHPフィルム
文具類	缶・ボトルつぶし機（手動）
文具類	梱包用バンド
電子計算機等	ディスプレイ
オフィス機器等	掛時計
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器
照明	電球形LEDランプ
自動車等	2サイクルエンジン油
インテリア・寝装寝具	タフテッドカーペット
インテリア・寝装寝具	織じゅうたん
その他繊維製品	集会用テント
その他繊維製品	旗

分類	品目
その他繊維製品	のぼり
その他繊維製品	幕
その他繊維製品	モップ
設備	太陽光発電システム （公共・産業用）
設備	節水機具
災害備蓄用品	レトルト食品等
災害備蓄用品	非常用携帯燃料
災害備蓄用品	非常用携帯電源
役務	印刷
役務	植栽管理
役務	清掃
役務	輸配送
役務	旅客輸送
役務	庁舎等において営業を行う 小売業務
役務	クリーニング

# 判断の基準等

- 自動車以外は、国の基本方針の判断の基準等を準用する。
  - ※国の基本方針における品目の詳細や判断の基準等については、
    - 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（R7.1.28変更閣議決定）
    - グリーン購入の調達者の手引き（環境省）を参照してください。
- 自動車は、「令和7年度千葉県公用車の電動車導入方針」を準用する。
- 県独自品目については、県の方針別表記載のとおり。

※最後のスライドに参考ページ（外部サイト）を記載してあります。

# 調達方法

## 【随意契約での調達の場合】

- グリーン購入法適合品から商品を選択
- 見積依頼業者にグリーン購入法適合品が無いか確認
- エコマークなどの環境ラベルを参考にする。（エコマーク認定品は、文房具など多くの品目でグリーン購入法に適合している）

## 【入札での調達や役務の場合】

仕様に環境物品等に関する記載を追加

### <仕様書記載例>

- 環境対応：グリーン購入法適合商品又はエコマーク認定品
- グリーン購入法に適合していること。
- 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（R7.1.28変更閣議決定）の「印刷」の判断の基準に適合すること。

# 参考情報

- 温暖化対策推進課所属ページ  
方針や参考となる情報をまとめています。
- 環境省ホームページ「グリーン購入法.net」  
国の基本方針（判断基準等）や手引き、ガイドラインQ&Aなどが掲載されています。  
(外部) <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>
- 「グリーン購入ネットワーク（GPN）」  
グリーン購入法適合商品等の情報が掲載されています。  
(外部) <https://www.gpn.jp/>
- エコマーク商品総合情報サイト「グリーンステーション・プラス」  
エコマーク商品やグリーン購入法適合商品の情報が掲載されています。  
(外部) <https://g.greenstation.net/>